

MIC Ministry of Internal Affair

平成24年9月25日総務省九州管区行政評価局

(局長:菅 宜紀)

# 直轄国道の維持管理等に関する行政評価・監視 (調査結果に基づく所見表示)

総務省九州管区行政評価局では、国土交通省九州地方整備局が管理する直轄国道(一般国道のうち指定区間)のより一層の安全性を確保する観点から、九州地方整備局が管理する国道20路線(管理延長約2,156 km)のうち13路線(管理延長約1,713km)を調査対象とし、当該国道の約650kmについて、当局職員が徒歩により、歩道・車道、交通安全施設等の維持管理、不法占用対策の状況を調査したところ、道路利用者の安全確保が十分に図られていない状況等がみられた。

調査結果を踏まえ、平成24年9月25日、九州地方整備局に対して必要な改善措置を講ずるよう所見表示を行いましたので、公表します。

[本件照会先]

総務省九州管区行政評価局 第二部第2·3評価監視官室

担 当:堀田、中村、松下、右田

電話(代表): 092-431-7081 FAX: 092-431-8592

Eメール : ksy22@soumu.go.jp

#### 調査の背景

- 九州管区行政評価局管内においては、
  - i) 国道に穴が開いている箇所があり事故につながるおそれ
- ii)歩行者の安全を図るため、歩道と車道を分離する縁石に反射板 等の設置が必要
- iii) 案内標識が分かりにくい 等 国道の維持管理に係る行政相談が多数あり
- 国道は、全国的な幹線道路網を構成し、経済・産業活動や社会を 支える基盤設備であり、国土交通省九州地方整備局が管理する直轄 国道(一般国道のうち指定区間)は約2,156km
- ・ 道路管理者は、道路法(昭和27年法律第180号)第42条に基づき、 道路を常時良好な状態に保つよう維持し、修繕し、もって一般交通 に支障を及ぼさないように努めなければならない
- ・ 国土交通省では、平成22年度において新たに全国共通の「維持管理基準」を設定

#### 所見表示事項

- 1 直轄国道の的確な維持管理
- 2 歩道・車道、交通安全施設等に係る利用者の安全確保
- 3 道路標識に係る利用者の安全確保等
- 4 不法占用物件の的確な把握・指導記録の整理
- 5 不法占用物件の効果的な指導



#### 調査の概要

- 河 調査実施時期 平成24年5月~同年9月
- 調査対象国土交通省九州地方整備局国道事務所・河川国道事務所(7)
- 主な調査事項
  - 1 利用者の安全確保対策
  - 2 道路標識の維持管理
  - 3 不法占用対策

九州地方整備局が管理する国道20路線 (管理延長約2,156km)のうち13路線 (管理延長約1,713km)を調査対象とし、 当該国道の約650kmについて、当局職員が 徒歩により、実地に調査

調査担当局所 九州管区行政評価局 佐賀行政評価事務所 長崎行政評価事務所 大分行政評価事務所 宮崎行政評価事務所



### 1 直轄国道の的確な維持管理

### 調査結果

### 【調査の視点】

○ 道路巡回は、身体障害者、高齢者等の目線で行われているか。

#### 【実態等】

- 維持出張所が実施している道路巡回は自動車からの目視による把握が中心
  - ・ 道路巡回は、各維持出張所において、二人一組で週4回(うち2回は民間委託)実施
  - 7 維持出張所が道路巡回時に把握した事例は1,879件※ 内訳は、「落下物や動物の死骸等に関するもの」1,345件(71.6%)、車道(ポットホール等)218件(11.6%)、交通安全施設(防護柵の破損等)147件(7.8%)、歩道(視覚障害者誘導用ブロックの破損等)62件(3.3%)
  - ・ 徒歩巡回について、1維持出張所が道路巡回時に全て実施、4維持出張所は道路巡回時に50%前後の実施
  - ※ 6維持出張所については平成24年4月分、1維持出張所については23年6月分を調査
- 当局が把握した事例(抽出)のうち国道事務所等が把握していない事例が70%超
  - ・ 当局が歩行調査により把握した事例(歩道、交通安全施設等で安全確保が十分に図られていないもの)のうち抽出した事例(88件)について、 管轄の維持出張所における把握状況を確認したところ、把握済みは20件(22.7%)
- 交通安全施設等に係るデータが一部未登録
  - ・ 直轄国道に設置している横断歩道橋、防護柵、照明施設、道路標識、視線誘導標といった交通安全施設等に係る位置、諸元等の情報の 一部がデータベースに未登録
- 身体障害者団体からの要望
  - 当局が意見聴取を行った身体障害者団体からの直轄国道の維持管理等に係る要望は、国の担当者と直接の意見交換できる「場」の設定



- ① 身体障害者、高齢者といった交通弱者である道路利用者の安全性を高めるため、歩道、交通安全施設等について重点的な点検及び徒歩巡回による点検を的確に実施すること。また、特記仕様書に重点的な点検等について明記すること
- ② 交通安全施設等の的確な維持管理を行うため、交通安全施設等に係る未登録データについて、速やかに最新のデータに更新すること
- ③ 身体障害者団体等に対して、直轄国道の維持管理等に関する意見交換等の場を設定し、その結果を維持管理に反映させること

### 2 歩道・車道、交通安全施設等に係る利用者の安全確保

### 調査結果

#### 【調査の視点】

○ 歩道・車道、交通安全施設等に係る利用者の安全確保等は十分に図られているか

#### 【実態等】

- 道路利用者の安全確保等が十分に図られていないもの391件、このうち170件は、九州地方整備局において対応済み(43.5%)
  - ・ 当局の歩行調査により、道路利用者の安全確保等が十分に図られていないものとして、歩道(167件)、車道(27件)、横断 歩道橋(60件)、防護柵(70件)、視線誘導標(51件)等、計391件を指摘
  - ・ 歩道に設置している視覚障害者誘導用ブロックが破損しているなどにより障害者が転倒するおそれがあるもの38件(14件)
  - 歩道路面に段差やくぼみがあり、歩行者等が転倒するおそれがあるもの30件(20件)
  - ・ 路上に設けられた排水口と路面とに段差が生じているなどにより、二輪車が転倒するおそれがあるもの等15件(8件)
  - ・ 横断歩道橋の階段の滑り止めの金具やゴム等が破損しているなどにより、転倒のおそれがあるもの39件(3件)
  - ・ 設置している防護柵の高さが低いなどにより、路外に転落するおそれがあるもの30件(4件)
  - トンネル入口付近に設置されている大型消火器の収納物の扉がさびており、素手では開閉できないもの(1件) 等
  - ※ ( )内の数字は、九州地方整備局において対応済みの件数

- ① 道路巡回の実施に当たっては、歩行者の視点に立った点検をより強化するとともに、歩道、横断歩道橋等の交通安全施設等に係る点検項目を定めたチェックリストを作成・活用し、点検を行うこと。また、チェックリストの作成を特記仕様書に明記すること
- ② 今回、当局が指摘した事例のうち、今後、対応が必要なものについては、計画的にその対策を行うこと

### 調査結果

#### 【調査の視点】

○ 道路標識に係る利用者の安全確保・利便は十分に図られているか

#### 【実態等】

- 道路利用者の安全確保等が十分に図られていないもの103件、このうち33件は、九州地方整備局において対応済み(32.0%)
  - ・ 道路標識が必要と思われる場所に設置されていないもの8件(1件)
  - ・ 案内標識の距離が誤って表示されているもの2件(1件)
  - ・ 案内標識の行き先地名が表示されていないもの1件
  - ・ 道路標識の表示が道路形状と異なって表示されているもの22件(2件)
  - 道路標識の標示板が汚損、表示の薄れ又は樹木の枝葉等で見えにくいもの41件(27件)
    - ※ ( )内の数字は、九州地方整備局において対応済みの件数
- 九州ブロック道路標識適正化委員会地域部会(国道事務所等、関係自治体で構成)の活用が不十分
  - ・ 当局が歩行調査結果により把握した案内標識の表示内容が分かりにくい事例のうち、直轄国道の道路管理者と県道の道路管理者など、 異なる道路管理者等間の調整が必要と考えられるもの(4件)
  - ・ 道路標識の表示内容を決定している地域部会において、その積極的な検討が行われていない。

- ① 案内標識及び警戒標識が必要な場所に設置されていない事例、道路標識の表示が道路の形状と異なる事例、汚損等して見えにくい事例等については、道路標識の具体的な点検項目等を定めるとともに、当該点検項目等に基づき、的確な把握に努めること。また、案内標識の表示内容の整合性等に関する特別点検を定期的に実施するなど、点検の方法等について、必要な見直しを行うこと
- ② 道路交通の安全と円滑を確保し、案内標識の整備の向上を図るため、九州ブロック道路標識適正化委員会の各地域部会を 積極的に活用することにより、案内標識の表示内容の見直し等を的確に行うこと
- ③ 今回、当局が指摘した事例のうち、今後、対応が必要なものについては、計画的にその対策を行うこと

### 4 不法占用物件の的確な把握・指導記録の整理

### 調査結果

#### 【調査の視点】

- 歩行者の通行に支障等のある不法占用物件は、的確に把握されているか
- 不法占用に係る是正指導の実績は、正確に記録整理されているか

#### 【実態等】

- 道路巡回(徒歩巡回)時における不法占用物件の把握が不十分
  - ・ 当局の歩行調査において把握した、歩行者の通行に支障等となっている16件の不法占用物件のうち、維持出張所が把握していないもの6件
- 不法占用物件に係る是正指導の記録整理が不十分

#### ≪国道事務所等≫

- ・ 不法占用物件台帳等をみると、適正化事業の委託業者による説明記録のみで、職員の指導実績が記録されていない(3国道事務所等)
- 不法占用物件台帳に指導内容等が未記入(1国道事務所等)

#### ≪維持出張所≫

- ・ 是正指導をパトロール日誌等に記録しているのみで過去の経緯が記録されていないため、継続的な指導・監督が困難(6維持出張所)
- ・ 是正指導したが即時には是正されなかった移動型物件(立看板、置き看板及びのぼり旗など移動が容易で、即時に撤去可能な物件)について、その後の指導状況が不明(1維持出張所)



### 所見表示事項の要旨

- ① 徒歩巡回時においては歩行者等のより一層の安全性確保を図るため、その障害となる不法占用物件を的確に把握すること
- ② 不法占用物件に係る是正指導の記録が、継続的な指導・監督に資するものとなるよう、不法占用物件台帳に指導の経過を正確に記録すること

また、不法占用物件台帳を作成していない移動型物件についても、是正指導の経過が一覧できるようその記録を整備すること

### 調査結果

### 【調査の視点】

○ 不法占用物件については、効果的な指導が行われているか

#### 【実態等】

- 不法占用が長期化している物件に対する指導が不十分
  - 6国道事務所等において、不法占用物件の経過状況を調査したところ、不法占用が長期化している物件(当初の把握から5年以上経過) は、5国道事務所等で50%以上
  - 長期化物件に対する国道事務所等の指導は、いずれも口頭指導のみで、文書指導は未実施
- 職員による現地指導が不十分
  - ・ 職員による現地指導は、月1回以上の実施を標準とするとされているが、平成21年度から23年度の3か年で、毎年度、月平均1回以上 実施していない(23維持出張所中7維持出張所)
- 警察等関係機関との連携が不十分
  - 警察と連携して合同パトロールを実施しているのは2国道事務所等であり、他の国道事務所等は警察等関係機関と連携した合同パトロ ールを未実施
    - ※ 警察との合同パトロールの効果について、上記2国道事務所等は、職員のみよりも警察と合同で行う方が指導の効果が高い、所有者等とのトラブル防止に もなり指導しやすいと説明



- ① 実施要領、道路部長通知の目的を現場担当者に周知・徹底させること。また、当該通知等に基づき、適切な是正指導等を 行うよう担当職員を指導すること
- ② 不法占用が長期化している物件については、文書による指導を徹底すること。また、当該指導を継続的、計画的に実施す ること
- ③ 警察等関係機関との連携を強化し、不法占用に特化した合同パトロールを計画的に実施すること

○ 歩道(路面に段差やくぼみがあり、歩行者等が転倒するおそれがあるもの)



### ○ 歩道 (雑草が繁茂しており、通行に支障が生じるおそれがあるもの)

### 指摘事例 ②









○ 歩道(視覚障害者誘導用ブロックが破損しているなどにより障害者が転倒するおそれがあるもの)

指摘事例 ③





○ 歩道(視覚障害者誘導用ブロックが破損しているなどにより障害者が転倒するおそれがあるもの)

指摘事例 ④













○ 車道(路上に設けられた排水口と路面とに段差が生じているなどにより、二輪車が転倒するおそれがあるもの)

### 指摘事例 ⑤









○ 横断歩道橋(階段の滑り止めの金具やゴム等が破損しているなどにより、転倒のおそれがあるもの)

### 指摘事例 ⑥







改善後





○ 防護柵(設置している防護柵の高さが低いなどにより、路外に転落するおそれがあるもの)









### ○ 防護柵(設置されている防護柵の一部が破損)

### 指摘事例 ⑧







### ○ 視線誘導標(雑草が繁茂し、見えにくくなっているもの)



指摘事例 ⑨



改善後



### ○ 案内標識 (距離が誤って表示されているもの)

見直した結果、「久留米16km」と表示

### 指摘事例 ⑩



当該標識設置地点から、久留米までの 距離表示は誤りと指摘



### ○ 警戒標識(設置場所が適切でないもの)

・「つづら折りあり」の警戒標識を撤去

### 指摘事例 ①





